

奈良県立自然公園条例施行規則第14条

第7項 工作物の新築、改築又は増築のうち車道（分譲地等の造成を目的としたものを除く。）の新築

分譲地等：分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が2棟以上設けられる予定である一連の土地

基準引用関係整理表（●印は、いずれかに適合すれば良いもの）																																													
第1号	<p>第1項第2号イ(1)から(4)までに掲げる地域であって、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされているもの内で行われるものでないこと。</p> <p>第1項第2号イ(1)から(4)までに掲げる地域</p> <p>史跡名勝天然記念物の指定等</p> <p>文化財保護法第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定</p> <p>ただし書 ●次に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。</p> <table border="1"> <tr> <td>ア</td> <td>地表に影響を及ぼさない方法で行われるものであること。</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>当該車道が次のいずれかに該当すること。</td> </tr> <tr> <td>●(1)</td> <td>農林漁業、鉱業又は採石業の用に供される車道であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの</td> </tr> <tr> <td>●(2)</td> <td>地域住民の日常生活の用に供される車道</td> </tr> <tr> <td>●(3)</td> <td>公益上必要であり、かつ、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められる車道</td> </tr> <tr> <td>●(4)</td> <td>条例の規定に適合する行為の行われる場所に到達するために設けられる車道であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの</td> </tr> <tr> <td>●(5)</td> <td>条例の規定に適合する行為により設けられた工作物又は造成された土地を利用するために必要と認められる車道</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>当該行為により生じた残土を特別地域内において処理するものでないこと。</td> </tr> <tr> <td>ただし書</td> <td>特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第2種特別地域又は第3種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあっては、この限りでない。</td> </tr> </table> <p>●砂防工事等地形若しくは植生の保全に資すると認められる事業を行うために行われるものであってイ及びウ並びに次号イからオまでに掲げる基準に適合するものについては、</p> <table border="1"> <tr> <td>イ</td> <td>当該車道が次のいずれかに該当すること。</td> </tr> <tr> <td>●(1)</td> <td>農林漁業、鉱業又は採石業の用に供される車道であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの</td> </tr> <tr> <td>●(2)</td> <td>地域住民の日常生活の用に供される車道</td> </tr> <tr> <td>●(3)</td> <td>公益上必要であり、かつ、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められる車道</td> </tr> <tr> <td>●(4)</td> <td>条例の規定に適合する行為の行われる場所に到達するために設けられる車道であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの</td> </tr> <tr> <td>●(5)</td> <td>条例の規定に適合する行為により設けられた工作物又は造成された土地を利用するために必要と認められる車道</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>当該行為により生じた残土を特別地域内において処理するものでないこと。</td> </tr> <tr> <td>ただし書</td> <td>特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第2種特別地域又は第3種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあっては、この限りでない。</td> </tr> <tr> <td>次号イ</td> <td>盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講じられるものであること。</td> </tr> <tr> <td>次号ウ</td> <td>法面が、交通安全上又は防災上必要やむを得ない場合を除き、緑化されることになっているものであって、その緑化の方法が郷土種を用いる等行為の場所及びその周辺の状況に照らして妥当であると認められるものであること。</td> </tr> <tr> <td>ただし書</td> <td>法面が硬岩である場合その他の緑化が困難であると認められる場合は、この限りでない。</td> </tr> <tr> <td>次号エ</td> <td>線形を地形に順応させること又は橋りょう、栈道、ずい道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。</td> </tr> <tr> <td>次号オ</td> <td>擁壁その他付帯工作物の色彩及び形態がその周辺の風致と著しく不調和でないこと。</td> </tr> </table>	ア	地表に影響を及ぼさない方法で行われるものであること。	イ	当該車道が次のいずれかに該当すること。	●(1)	農林漁業、鉱業又は採石業の用に供される車道であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの	●(2)	地域住民の日常生活の用に供される車道	●(3)	公益上必要であり、かつ、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められる車道	●(4)	条例の規定に適合する行為の行われる場所に到達するために設けられる車道であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの	●(5)	条例の規定に適合する行為により設けられた工作物又は造成された土地を利用するために必要と認められる車道	ウ	当該行為により生じた残土を特別地域内において処理するものでないこと。	ただし書	特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第2種特別地域又は第3種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあっては、この限りでない。	イ	当該車道が次のいずれかに該当すること。	●(1)	農林漁業、鉱業又は採石業の用に供される車道であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの	●(2)	地域住民の日常生活の用に供される車道	●(3)	公益上必要であり、かつ、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められる車道	●(4)	条例の規定に適合する行為の行われる場所に到達するために設けられる車道であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの	●(5)	条例の規定に適合する行為により設けられた工作物又は造成された土地を利用するために必要と認められる車道	ウ	当該行為により生じた残土を特別地域内において処理するものでないこと。	ただし書	特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第2種特別地域又は第3種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあっては、この限りでない。	次号イ	盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講じられるものであること。	次号ウ	法面が、交通安全上又は防災上必要やむを得ない場合を除き、緑化されることになっているものであって、その緑化の方法が郷土種を用いる等行為の場所及びその周辺の状況に照らして妥当であると認められるものであること。	ただし書	法面が硬岩である場合その他の緑化が困難であると認められる場合は、この限りでない。	次号エ	線形を地形に順応させること又は橋りょう、栈道、ずい道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。	次号オ	擁壁その他付帯工作物の色彩及び形態がその周辺の風致と著しく不調和でないこと。
ア	地表に影響を及ぼさない方法で行われるものであること。																																												
イ	当該車道が次のいずれかに該当すること。																																												
●(1)	農林漁業、鉱業又は採石業の用に供される車道であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの																																												
●(2)	地域住民の日常生活の用に供される車道																																												
●(3)	公益上必要であり、かつ、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められる車道																																												
●(4)	条例の規定に適合する行為の行われる場所に到達するために設けられる車道であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの																																												
●(5)	条例の規定に適合する行為により設けられた工作物又は造成された土地を利用するために必要と認められる車道																																												
ウ	当該行為により生じた残土を特別地域内において処理するものでないこと。																																												
ただし書	特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第2種特別地域又は第3種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあっては、この限りでない。																																												
イ	当該車道が次のいずれかに該当すること。																																												
●(1)	農林漁業、鉱業又は採石業の用に供される車道であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの																																												
●(2)	地域住民の日常生活の用に供される車道																																												
●(3)	公益上必要であり、かつ、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められる車道																																												
●(4)	条例の規定に適合する行為の行われる場所に到達するために設けられる車道であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの																																												
●(5)	条例の規定に適合する行為により設けられた工作物又は造成された土地を利用するために必要と認められる車道																																												
ウ	当該行為により生じた残土を特別地域内において処理するものでないこと。																																												
ただし書	特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第2種特別地域又は第3種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあっては、この限りでない。																																												
次号イ	盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講じられるものであること。																																												
次号ウ	法面が、交通安全上又は防災上必要やむを得ない場合を除き、緑化されることになっているものであって、その緑化の方法が郷土種を用いる等行為の場所及びその周辺の状況に照らして妥当であると認められるものであること。																																												
ただし書	法面が硬岩である場合その他の緑化が困難であると認められる場合は、この限りでない。																																												
次号エ	線形を地形に順応させること又は橋りょう、栈道、ずい道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。																																												
次号オ	擁壁その他付帯工作物の色彩及び形態がその周辺の風致と著しく不調和でないこと。																																												
第2号	<p>前号本文に規定する地域以外の地域内において行われるものにあつては、前号ウの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>前号ウ</p> <p>当該行為により生じた残土を特別地域内において処理するものでないこと。</p> <p>ただし書 特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第2種特別地域又は第3種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあっては、この限りでない。</p> <p>ア</p> <p>前号イ</p> <p>当該車道が次のいずれかに該当すること。</p> <table border="1"> <tr> <td>●(1)</td> <td>農林漁業、鉱業又は採石業の用に供される車道であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの</td> </tr> <tr> <td>●(2)</td> <td>地域住民の日常生活の用に供される車道</td> </tr> <tr> <td>●(3)</td> <td>公益上必要であり、かつ、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められる車道</td> </tr> <tr> <td>●(4)</td> <td>条例の規定に適合する行為の行われる場所に到達するために設けられる車道であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの</td> </tr> <tr> <td>●(5)</td> <td>条例の規定に適合する行為により設けられた工作物又は造成された土地を利用するために必要と認められる車道</td> </tr> </table> <p>ただし書 専ら自転車の通行の用に供される道路の新築にあつては、この限りでない。</p> <p>イ</p> <p>盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講じられるものであること。</p> <p>ウ</p> <p>法面が、交通安全上又は防災上必要やむを得ない場合を除き、緑化されることになっているものであって、その緑化の方法が郷土種を用いる等行為の場所及びその周辺の状況に照らして妥当であると認められるものであること。</p> <p>ただし書 法面が硬岩である場合その他の緑化が困難であると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>エ</p> <p>線形を地形に順応させること又は橋りょう、栈道、ずい道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。</p> <p>オ</p> <p>擁壁その他付帯工作物の色彩及び形態がその周辺の風致と著しく不調和でないこと。</p>	●(1)	農林漁業、鉱業又は採石業の用に供される車道であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの	●(2)	地域住民の日常生活の用に供される車道	●(3)	公益上必要であり、かつ、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められる車道	●(4)	条例の規定に適合する行為の行われる場所に到達するために設けられる車道であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの	●(5)	条例の規定に適合する行為により設けられた工作物又は造成された土地を利用するために必要と認められる車道																																		
●(1)	農林漁業、鉱業又は採石業の用に供される車道であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの																																												
●(2)	地域住民の日常生活の用に供される車道																																												
●(3)	公益上必要であり、かつ、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められる車道																																												
●(4)	条例の規定に適合する行為の行われる場所に到達するために設けられる車道であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの																																												
●(5)	条例の規定に適合する行為により設けられた工作物又は造成された土地を利用するために必要と認められる車道																																												